京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十四年紀元二千五百七十一年
本紙定價　▲一部金二錢▲一ヶ月前金三十錢▲三ヶ月前金九十錢▲六ヶ月前金▲郵税一ヶ月十五錢
月曜日及び祭日の翌日は休刊（八ページ）
廣告料　▲五號活字十七字詰一行一圓金五十錢▲雜報欄は四號活字十行金七十五錢
發行兼編輯人　高木久太郎
印刷人　松久謙一郎
發行所　京城西小門通　京城新報社　電話六六三番
仁川支局　仁川本町三丁目　電話二一一番

謹告

御愛讀を辱ふし居候京城新報は先日來其筋より發行停止を命ぜられ讀者諸君に非常なる不便を與へ候段誠に御氣の毒の至に堪へず候就ては漸く本日解停の命に接し候引續き御愛讀下され度く願上候也

五月十六日　京城新報社

史外通信（下）

▽英雄の銅像……蒼義の碑　在大阪　青柳南冥

昔は蜀漢の照烈病んで起たざるを知り諸葛武侯に謂て曰く兒子禪幼也公幸に之を保育し生長の後天下を以て之に與へよ若し其器にあらずとせば公自ら之を取れと當時弱肉强食の時諸葛の器量は素より以て天下を取らん而かも孤兒を育して力を照烈の天下に致し出師表を上つて遂に五丈原の秋風に眠れり天下の志士、仁人出師表を讀んで泣かざるものあるか老狸の如き家康遂に太閤を誣ひ寡婦孤兒を欺て天下を奪へり而して大小三百の諸侯伯亦老狸の頤使に甘んじ長へに彼をして其名を成さしむ日本の武士道は舊恩に報ち日本の任俠道は强きを挫け弱きを挫くか

只木村長門守、眞田幸村、長曾我部、後藤の數士義に杖て忠義に奮ひ孤弱にして天下の精鋭と一城の下に集ひ來より勢力の相敵せざるを知る也、知て而して尙矢石を避けず之豈に危きを見て命を授くる者に非ずや大坂城は陷るも我が武道人心は常に是等の義士に使り蒼義の英名は千載長へに朽ちざる也、一香ばしきを保たれつゝあり太閤の勢力は一時のみ活躍は罪悪せり幾多蒼義の士も一杯の土と化せり嗚呼英雄の功業も奈翁の活躍も野に咲ける一辨に若かざるか仰て天の一方を臨めば燦爛たる星辰あり俯して地の一面を瞰れば淀川は滾々として長へに流る英雄の銅像蒼義の碑觀光の吾人に無限の教訓を與へたるを覺ゆ孤生感を感じ偶く英雄の銅像!!蒼義の碑!!一筆するを禁ずる能はざる也。

●蟇仙人の仙術の理法

余の親たる片田源七翁の實驗に就て（七）　福田山水

▼燒けたる鐵棒をシゴク法

既に前號詳説したるが如く蟇仙人が、眞赤に燒けた鐵棒を手でシゴいて何故に火傷をせぬか、假りに火傷はしないとしても、猛烈なる熱の刺戟は有るべきにどうして是に堪へ得るか、或は又全然熱氣に無感覺なのか、感せぬとすればなぜ感せぬ、何か藥でも塗つては無いか、それでなくてどうしてシゴける、以上の疑問は誰しも何人にも起るであらう。

然り燒けた鐵棒を素手でシゴくは容易である、誤つて火傷するのは別として少なくとも火傷せぬ樣にシゴき得る、そして全然無感覺では勿論ないが、熱の刺戟にも堪へられぬものではない、そこで少し其原理を述べて見よう。

凡そ吾人が冷熱溫寒を感ずるのは、言ふ迄も無く是冷感乃至熱感末梢神經が其受けたる刺戟を知覺中樞に傳達するからである、そして吾人が其冷熱溫寒を感ずるには、必ず先づ各其末梢神經に一定の刺戟を受けねばならぬ。

然も此知覺感能には、人に依つて多少の鋭敏と遲鈍の相違があり、同一の人にありても時と場合で遲速强弱の變化がある、即ち人の注意が其一方に凝集せられたる場合は鋭敏に、その反對の場合には多少遲鈍になる事がある、古人の所謂心茲に有らざれば視れども視へずと云つたのも、蓋し此邊を指したものなるべく、斯くて吾人の知覺感能は吾人自身の精神に依つて或る程度迄は確かに左右し得らるゝものである、此心身相關の理に就ては、今や全世界の幾多の學者が孜々研究を怠らぬ處で、余輩の淺學を以ては到底其深遠宏博なる學理の闡明は出來ないが、參考迄に述べることゝして、扨顧つて思ふに前述の冷感乃至熱感末梢神經に刺戟を受くるには、其長短の差こそあれ必ず一定の時間を要することは明かである。

然り而して蟇仙人が燒けた鐵棒をシゴいた時間は、余が觀覺當夜の測定に依れば一秒の二分の一に足らぬ程の瞬間であつた、斯る瞬間に於て吾人の末梢神經は、果して熱氣の刺戟を十分感受するものなりや如何、余は余が平生の經驗より推理して斯の如き場合には、時間の早さに正比例して、末梢に受くる刺戟も輕いものと思考するのである

第二には、鐵棒の一定の部分を一定の時間固定的に抑へ又は握りたるが橫に是をシゴくに就ては移動に伴ふ幾多の空間を生じ、抑へ又は握りたると異なり、如く末梢に受くる熱感の刺戟が劇しくないは事實に試みて明かであらう。

第三には、炭又は薪抔の如く燃燒性の物体なれば、物質自体の燃燒てふ化學作用に伴ふ熱の放散劇しきも、鐵棒の如き可燃性にあらず單に熱の動作として、灼熱したるものなれば外部に發する火焔なく隨つて熱の放散も割合に劇しくないと思はれるのである（熱くないと云ふのでなく程度の差を言へる也）

第四には前號にも言へる如く吾人人間の身体組織は、其攝理巧妙精緻を極め今日尙泣動もすれば吾人の科學的智識を以て解釋し難き種々の機微なる作用がある。醫學者は是を稱して自然の良能と云ふ、されば彼の燒けたる鐵棒をしごくに當りても、此自然の良能は玆に一の新たなる作用を起し、熱の急激なる刺戟に依つて受くべき機質的變化を防がんが爲め、皮膚の分泌は俄かに盛んになり（眞に瞬間に於て此作用あり）自然に皮膚の保護作用をなすのである、そこで若し此鐵棒シゴキをやつて見たらば人は最初能く掌面を洗つて皮脂の分泌に便ならしめるも一法であらふ。

以上鐵棒シゴキの物質的解釋は大要述べた、さらば是で何人にもシゴけるか否、最後に尤も重要なる一理由がある、そは何ぞと云ふに前にも述べたる如く或る程度迄吾人自身の知覺作用を左右し得べき、各人各個の觀念の作用である、換言すれば吾人の精神力、即ち心靈の威力である（つゞく）

俳句

●漢陽吟社第十六集

花儡園選（三）

吉野出て花なき里の夜明かな　半韓
朝寢してまふた重たき彌生哉　汪鈍痴
松風や夜は露のふとる音　半韓
小流れや水の味しる茶つみ哉　西部
櫻雪の朝にはるゝ彌生かな　米水
掛茶屋ののれん古びぬ櫻もち　西都
海山にこゝろの餘る彌生かな　半韓

高座十吟

島の聲止む時花は月夜かな　如春
霧月を待す花見のもどりけり　鶴女
月雪の外や彌生の朝ぼらけ　思遠
酒くさき人はかりなり花の山　都天女
二つ三つ文箱に入るかひこ哉　半韓
宇治川を一群蔭る茶つみかな　岡
人聲を野に引延す彌生かな　梧竹

三光

人留守居して睡獨つく彌生哉　米韓
地飼ひ鳥を野に持出す彌生哉　米水
天福臺の榛芽をふく彌生哉　梧竹

追加

花に鳥故郷戀しくなりにけり　刋者峯雲

召使れ初

第五十三回　黒法師



日はまだ暮れず、夏の夕陽鈍く、板塀の上に繁り合ふ松の翠を照らす時。

「以後れ氣をれ付けなされませ、假令私が居たればこそ好けれ、夫で無くば無法漢の手に掛らせて、自身君へれ渡り成さる處でござります、あなたれ一人の御耻辱ならばまだしも、御兩親樣御先祖樣の御耻辱に爲るを御忘れ遊されては爲りませぬ、も早や鳳尾樣もれ立ち、れ道どのも同道、御殿へれ上りの筈でござります、あなたは御惣領、然も御男子、れ道どのに出世負を爲されては一代れ頭が上りませぬで、きつとれ恨みなされませ譬へ如何やうの事情でござりましても、二度と今日の過失を爲されまするな」と捲々異ある萬衣云ひつゝ、裏門の戸を押開けて、佐十郎を送り出す御兵衞なり。

「この御恩は忘れぬ、其れれ蔭で拙者面目立て武士の名を全う」と佐十郎なけ「さらばぢや」と

「御機嫌克うござりませ、あなた御改心、夢を聞けば、私も歡びます、他人の私さへ歡ぶこと、御兩親も始め、れ道ぞの歡び、何れほどゝも知れませぬ、人間の踏まぬ道を歩いて、思ふ道へ行かれる筈ござりませぬで、御如才はあるまいも、熱く熱くれ氣をれ付けなされませ、それは私があなたへれ頼みでござります」

「そなた眞心は分つた、死すとも忘れぬ」



「失禮ではござりまするがれ小使のれ持合せも無いでござりまする一端」

「浪人の身、鵞鍵にもさし支ねる」

「れ武家樣の御威光にも、傷にならぬ程の金でござります、眞の些少ながら私の志、れ道せの御出世を祝ひの代でござります、御受け取り下さりませ」

御兵衞は懐中より、紙に包みたるを取り出して、佐十郎の手に渡しぬ。

町人より金錢の惠み受けるは、戰場に後疵受けるにも優して恥多けれど、佐十郎は辭退せざりき。

「何から何まで心付け呉れる、此の心我ども無かつたかの」

切を背に刻むぞ」

「町の私からさし上る金子、れ役に立てば什麽よりれ結構でござります」

「さらば借りる、辱く借りる」

流石に裏耻しく、金子を受け取ると共に逃ぐるが如く立ち去らんとす、折柄此方へ來かゝるは松田助八の娘れ察なり、きりゝとしたる扮裝、きりゝとしたる襟、宛ら白薔薇の香り高く、秋風の中、立つが如き機、黒繻子の襟にたれ敏く、佐十郎を認めて

「失禮ながらあなた正木樣でござりませぬか」と嬉しげに聲掛けぬ。

「や」と佐十郎は立ち止りて「先日れ目にかゝつた女中、何れへれ越しぢや」

「不思議れ目に掛つて、此樣な歡びござりませぬ、先日は危い處れ助け下されて、什麽とれ禮を申し上げる詞もござりませぬ」

「左樣に仰せ下される事でもない、その後一度れ見舞にも出る筈を、常用にかまけて失禮のみ致し居る、彼時れ怪

「れ蔭さまで怪我も無う、危い難を免れたでござりまするゆへ、一度れ目に掛つて蔭々れ禮も申し上げたう麻布御屋敷へ兩三度も參たでござりますが、いつも御留守、本意ない事でござりました」と瀟洒したる口上、御兵衞は裏門の中に起て、うつゝと樣子を窺ひたり。

●本日八ページ

仁川文庫補助會

發起人一同

拜啓陳者日仁川歌舞伎座に於て仁川文庫補助演藝會開催の節は意外の盛會にて無事終了仕り幸に豫定文庫の擴張に來申發起人一同會に欣幸に存候其之れ畢竟諸彦の厚き御同情に依るもの、存候故收支決算報告旁御挨拶申上度斯の如くに御座候　敬具

仁川文庫補助演藝會　收支決算

收入之部
一金六百圓八十七錢也　總收入高
內譯
金五百三十八圓〇七錢　通券料
金五十二圓八十錢　特志卅六名寄贈額
金十圓也　菓子賣上利金

支出之部
一金百九十九圓四十三錢也　總支出高
內譯
金四十圓也　歌舞伎座料
金二十四圓二十七錢　演藝家辨當及宿泊料
金二十九圓六十五錢　演藝家雇入費
金卅九圓五十八錢　新聞廣告樂隊費
金二十九圓十五錢　印刷費
金三十六圓七十八錢　雜費
差引金四百一圓四十四錢　純益金
右之通りに御座候也
明治四十四年五月四日
仁川文庫補助演藝會會計　佐藤滿賀
同　城敬太郎

第八期貸借對照表

資產之部
諸貸付金　四四九、貳壹五、九六
土地家屋　壹七七、六五三、七八
營業用土地　壹〇、五貳〇、六四
什器及付屬
未拂込株金　七〇〇、〇〇〇、〇〇
銀行預ヶ金　壹、七〇壹、壹六
假拂金　三、七三六、七貳
合計　壹、三四貳、八貳八、貳六

負債之部
資本金　壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
諸積立金　六貳、五〇〇、〇〇
諸借入金　貳三五、八壹七、八八
未拂利息　三、〇〇貳、七〇
假受金　壹八、〇七五、七〇
當期純益金　貳三、四三壹、九八
合計　壹、三四貳、八貳八、貳六

損益計算
一金三萬九千百三圓三十八錢　當期總益金
一金一千五百二十四圓六十二錢　前期繰越金
合計金四萬六百二十四圓　總益金
內
金一萬七千百九十二圓〇二錢　當期總損金
差引
金二萬三千四百三十一圓九十八錢　純益金
此分配計算左ノ如シ
金五千圓也　積立金
金壹千圓也　滯貸準備金
金壹千三百十四圓六十八錢　賞與金
金壹萬五千圓也　配當金（年一割之割合）
金壹千百十七圓三十錢　後期繰越金
右之通リニ候也
明治四十四年三月三十一日

京城起業株式會社

取締役社長　山口太兵衛
專務取締役　和田常市
取締役　古城菅堂
同　中村再造
同　關繁太郎
監査役　梶原末太郎
同　松尾福五郎
同　秋吉富太郎

前記ノ各項調査候處相違無之候也
四月二十七日定期總會ニ於テ取締役及監査役滿期ニ付改選候處何レモ再選重任シタリ

京城新報

愛讀者諸君に謝す

本紙は發行停止の厄に罹り、爾來解停の命來るを待ちつゝありしに、漸く十六日午後解停の命に接し、茲に同情ある愛讀者諸君に見ゆることを得たりしは、吾人衷心欣喜の至りに堪へず。而かも本紙の停刊二十一日の長きに亘り此間に於ける重要の出來事甚だ尠しとせず、之を概括して報道せんか、本紙の大半を埋むるも尚不足を感ずるものあり、從つて新しき報道も之れが爲に犧牲に供せらるゝこと少なきを保せず是れ新聞紙としての本領を沒却せるものなるを以て、本紙には停刊中の重要記事を省き、唯過去に出來事中近き將來に讀者諸君をして喜ばしむべき福音を發らすべき種子の存在せるもの而已を揭ぐることゝせり、諸君諒焉。

停刊中吾人の會心に堪へざりしものを事示せば、全鮮商業會議所聯合大會及び朝鮮醫師大會の開催なりとす、此二大會合たるや共に知名の士を網羅し其議する所は鮮土を啓發することを以て主題となせり、殊に商議聯合大會の決議に至つては、如何に同會が朝鮮の爲に全力を傾注せしかを諒解するに足る可し、今其決議事項を見るに（一）朝鮮米及雜穀移入稅撤廢に關する建議の件（二）朝鮮產米及雜穀賣買取引の標準を斤量建に改正の件（三）朝鮮勸業博覽會を京城に開催することを其筋へ建議の件（四）朝鮮鐵道荷客貨率低減請願の件（五）國境連絡船の乘客賃金を低減せられんことを鐵道院總裁及西部鐵道管理局長に要望する件（六）朝鮮に於ける穀物輸出及移出稅撤廢に關する建議（八）朝鮮に於ける商業會議所法を發布し商業會議所を以て商工業に關する公共機關として相當の權能を附與せられんことを請願する件等にして何れも朝鮮に福利を胎さんとする種子ならざるはなし其第一第六の建議は朝鮮產業の增進を促がし且在鮮民衆を富ますに於て尙更に急施を要するものたるや多年在鮮商業會議所の宿望たりしに徵して之を知る可し、第三の建議是亦朝鮮產業の開發を資け鮮民に治產を獎勵し之を化導するに最も適切なるものたるや論なく併せて本國人を招致し鮮土產業狀態の實際を紹介なすに極めて有效にして傍ら京城の繁榮を助長せんとする問題なれば京城在住者は擧つて之れが實現に盡力せざるべからず、第四第五の請願は日鮮兩土の交通を接邇せしむる上に於て缺くべからざる問題なりとす、鐵道當局者に於ても一般公衆の利便を圖るに吝ならざるは吾人の疑を容れざる所なれば此願望の貫徹するも蓋し遠からざるべく、第八の問題に至つては無論總督府に於ても異議の起るべき筈なし、既に事實に於て公共機關たるの實體を具備し活動を續けるものに向つて[illegible]に誰か不可を唱ふるものあらんや、如上、幾多の決議は[illegible]一大曙光を認めしむるもの[illegible]醫師諸君が一堂に會合[illegible]に研鑽する所ありし[illegible]なる事柄を其當時に[illegible]を得ざりしは、吾人[illegible]忘れんと欲するも能はざる[illegible]讀者諸君吾人の苦衷を察[illegible]榮を賜はらんことを切望す。

東京電報（十七日）

▲海軍大學行幸　築地海軍大學[illegible]海軍經理學校には來る十八、十九、二十日の三日間卒業證書授與式擧行に就き　天皇陛下行幸[illegible]仰出されたり

▲皇后御參拜順序　皇后陛下御參拜順序は先づ玉步を板垣門內へ進めさせ此處にて御下乘御疊敷の上を御稜威垣門內なる正殿階下の御玉床に進ませられ御玉串を捧げ御參拜あらせらるゝ筈にて御玉串は特に神山より採取したる榊を用ひらるべしと云ふ

▲大日本農會授與　昨日千葉縣に開會したる大日本農會第二十九回大會に於て有功章を授與されたるものは總計四十八名なり

▲紀念日と艦隊運動　二十七日の海軍紀念日には第一艦隊橫濱に廻航し艦隊運動をなす事に決定せり

▲北海道の山火事　北海道の山火事は尙盛んに燒けつゝあり

▲手宮町全滅　北海道小樽に於ける手宮町は十六日千六百戶全部燒失せり

▲石油會社解散　スタンダード石油會社は米國政府よりスタンダード石油の三十三個の會社に解散を命ぜられ分ちてトラスト的行動を禁止せられたり

▲日西條約調印濟　西班牙との新條約は十五日調印せられたり

▲長官知事任命　河島北海道長官逝去後其の後任者に就きては久しく行惱の姿にありしが遂に石原靜岡縣知事任命され石原氏の後任者には新潟縣內務部警務局長櫻井氏任命されたり

任北海道長官敍高等官一等　靜岡縣知事　石原健三

任靜岡縣知事敍高等官二等　法學博士　松井茂

伯林電報（十七日）

▲兵器携帶許可　墨西哥政府は同國在住外國人の兵器携帶を許可せり

▲墨國無政府狀態　墨國の叛徒はチュアレス市に政府を設置し又別に內閣を組織したるが無政府狀態は引續き甚しきを加ふ

▲獨帝英國訪問　獨逸皇帝及び同皇后は英國に向け御出發あらせられたり而して和蘭國通御の際同國女皇御名代の歡迎を受けさせられたり

雜報

●政務總監の東上期

山縣政務總監は寺內總督歸任中なるを期し政務の都合を見計ひ本月廿日過ぎ東上の途に就かるべしと云ふ

●安奉線完成期

安奉線の廣軌改修工事は既に橋梁隧道を除くの外略完成したれば遲くも來十月中には全部竣工して試運轉を行ふに到るべく斯て第一般貨客列車の運轉を開始するは多分十一月三日頃なるべしと

●臨時恩賜事業費

昨年度下賜されたる朝鮮各道の臨時恩賜金總額一千七百三十九萬八千圓なるが爾來各道に於て此の恩賜を紀念すべく同賜金の利子を以て授產教育凶歉救濟等に充て永久に繼續の目的にて之れが計畫中なりしが今回其筋に右計畫の認可を請ひ來れるを以て整理の結果全道を通じて一年度利子八十六萬九千九百圓にして內授產費に五十二萬一千九百四十四圓教育費に二十六萬〇九百七十圓凶歉救濟費に八萬六千九百九十圓を支出する事に決定したり

●滿鮮連絡上の協商

安奉線改築後に於ける滿鮮の交通連絡に關し今より兩鐵道と協商を凝らし置く必要あるより滿鐵會社運輸課主任西村信致氏は右に關する本社命を帶て十六日入京し總督府鐵道管理局に就き協商中なりと

●高等科の分立

京城民團立小學校は年次學童の增加著しく既に現任校舍にては狹隘を感じ已むを得ず姑息の二部教授法によりて新入學兒童を收容し又一方に於ては增設學校の計劃進行中に在り右增設校舍の敷地に就ては鐘路附近の與士團跡を讓受くる事となりたるも尙ほ少部分の土地を必要とする爲め更に其筋へ京請中なるが右決定次第何時にても民會の本議に付し得べく新築設備成り居れり由なり而して京城民團の將來を察すに年々非常の激しき速度を以て發展し隨て就學兒童の如きも殆んど際限なく增加し行くの趨勢なるに鑑み現在制度の尋常高等兩科併設は甚だ不便多きを以て各其分立を行ふべく內定し居れり就ては新設學校は此方針に基き他校の高等科を玆に集中するの計劃なりと云ふ

●漢城病院官營說

其筋にては京城民團の所有に係る漢城病院を安藤一郞氏より返還せしめ總督府醫院の分院として一般醫業を官營せんとの內意あり目下之に關し調查中なりと聞く

●東拓第二回拂込

東洋拓殖會社にては第二回拂込をなすべく十六日の重役會議にて決定し近々拂込期日等を確定し發表の筈なりと云ふ

●朝鮮鐵道運輸收入

本月一日より十日迄の朝鮮鐵道運輸收入概算を聞くに京釜線の乘車人員は四万四千百三十六人京義線二萬六十一人合計六萬四千百九十七人にして發送手荷物斤量は京釜線三十万五千二百八十六斤京義線二万三十三斤合計三十二万五千三百十九斤發送貨物噸數は京釜線一萬千三百十二噸京義線一萬七千八百九十七噸合計二萬九千二百九噸にして客車收入は京釜線五万五千五十二圓京義線二萬二千二百六十二圓合計七萬七千三百十四圓貨車收入は京釜線四萬三千九百七十一圓京義線二萬六千九百十三圓合計七万八百八十四圓なりと

●內地人の酒類釀造

朝鮮に於ける酒類の釀造は內地人の企業として將來有望の一に數へられつゝあるが本年三月十五日の現在釀造高を見るに淸酒二万五百二十五石燒酎千三百三十九石濁酒八百二石味淋四百十六石白酒二石混成酒十九石にして之を各道中釀造高の多き者を擧ぐれば慶尙南道の淸酒一萬四千一石にして尤も少なきは忠北の十五石なるが而かも此稅額は總計僅かに七百二十四圓に過ぎざるも其賣買價格は京畿道にては一石二十圓乃至四十圓慶南の十五圓より四十七圓咸南の廿圓乃至三十圓等の有樣にして如何にも諸掛りの低廉なるを見るべしと

●京城商況

四月中一般經濟界の前途に對しては今尙ほ疑懼を懷くものなきにあらずと雖も大勢に於て漸次順調に向ひつゝあるは人口の激增金融の狀況倉庫に於ける荷動き雜用品輸移出入の模樣鐵道貨物輸送の好況等に徵して明なる事實なり一面米價の暴騰に地方の人氣を引立て漸次好況を呈するが如き盛ありと雖も同業者の增加等各商店に於ける賣行は比較的盛況を呈せず然れども目下年度替に用する物品及季節物の賣行相當にあり近時視察團入京者多く京元、三南兩線の工事家屋新築式は鋪緒工事等盛んなる爲め是等に用する諸材料賣行好況を呈したりと（京城商議調査）

●監獄定員の改正

勅令第百五十九號を以て監獄官吏の定員を改正し典獄八人を九人に看守長六十一人を七十五人に增加されたり

●支店長會議終了

連日韓銀樓上に於て開會中なる同支店長會議は豫定の議事進行したるを以て十八日午前中には終了を見るべく終了の上は一行打連れて昌德宮秘苑植物園等を拜觀すべしと

▲人さまざま▼（三十一）

石田誠君

耳と鼻と喉、所謂穴ばかりを扱つて居る石田誠君は京都醫學專門學校三十九年の出身である、卒業後京都府醫科大學和辻博士の耳鼻咽喉科助手となつて四十一年まで勤めて居つた、然る內京城民團漢城病院の同科部長に聘せられ當地に渡り間もなく[illegible]開業醫となつたのである現に和辻博士が君の廣告に奧書して「小生門下[illegible]御引立を」と言ひ添へてあるのを見ても博士門下の一秀才たる事が分かるであろう、君は能く書き能く讀じ又兎角勿体振る醫者仲間には珍しい程磊落で、其消痰室に於ける動作の如き新來患者の爲めに屢々代診先生と見誤らるゝそうだ而かも決して意に介せざる處中々奇拔である、讀書が唯一の道樂で新刊の洋書が出れば直段の多少を問はず直ちに注文を發し、後でチンテコ舞ひする等の滑稽事は敢へて珍しくない

●道路工事改修成績

本年三月卅一日迄の總督府事業道路改修成績を聞くに總距離二百八里十二町にして竣工したるもの百九十二里一町なるが殘距離十里十一町中六里二十二町は目下着手起工なりと云ふ此內京城市街線に屬するもの一里十九町あるが何れも竣工せず一部分工事中にして他は準備中なりとの事なり

●本願寺布敎所新築計劃

長谷川町の本派本願寺布敎所は支那人より借入れ居たるものなるが狹隘なる爲め數年來の振興上不便勘からず過般來新築計劃中の所謂く適當の地所を撰び總督府に拂下げ出願をなし多分許可となるべく其坪數は千三百餘坪にして內地甲州の某寺十三間四面を解體して京城に移し其材料を根據して淨財三萬餘圓を投じて起工する筈にて本山の開敎總監大洲鐵也師は本月末か來月初旬入京し建立に關する一切の事務を處理すべしと尙は其地處は光化門通慶喜宮構內明神宮ならんといふ

●一週間の手形交換高

去る八日より十三日に至る一週間の京城交換所に於ける手形の交換高は枚數四千三十二枚此交換高七十五萬五千二百八十五圓三錢にして交換差額二十一萬四千七百三十五圓九十錢なりとす

●全南道長官未定

故能勢全南道長官の後任者に就て內務部當局者の語る處によれば世間京畿道內務部長中大路正雄氏內定したるが如く報ずるものあるも右は揑造の流言にして目下人選中にて今尙ほ未定なりと云々

●仁川築港設計公表

仁川築港設計の內容は十七日午前十時より仁川稅關樓上に於て外國人側に對し度支部技師阪出氏及宮木稅關長より詳細の說明あり午後三時よりは民團樓上に於て日本人側に對する同氏等の說明ありたり

●李王總督邸御成

昌德宮李王殿下には十七日午前十時御出門閔李王職長官を隨へさせられ總督官邸に成らせられ寺內總督と會見あり約二十分にして歸邸せられたり

●宇佐川總裁出發

東拓總裁宇佐川男爵は總會出席の爲め井出理事秘書役長を伴ひ十七日午前九時南行列車にて東上せり

●鈴木局長と東拓總會

鈴木度支部司稅局長は東拓監理官の資格を以て總會に出席すべく別項宇佐川男等の一行と共に東上せり

●趙子と李伯高子

兼ねて貴族團を代表して東上中の趙重應子は十七日午後八時十分歸着に就き李完用伯及高永喜子は同朝南行車にて太田迄出迎の爲め出向せり

●加藤代議士の入京　愛媛縣選出代議士加藤恒忠氏は十六日入京京城ホテルに投宿せり

●德富國民社長の入京　國民新聞社長德富猪一郞氏は十七日午後八時十分着列車にて入京の筈なり

●菊池大邱民長送別會　大邱民長に就任したる菊池謙讓氏は廿日頃出發につき十八日花月に於て官民有志一同聯合送別會を催ふす由なり

●內田良平氏の入京　內田良平氏は十七日午後八時十分着の列車にて入京の筈なり

●佐々煙草社長北行

頃日來入京の東亞煙草株式會社々長佐々熊太郞氏は佐々木鎭販賣所長を伴ひ十七日午前九時十分北行列車にて平壤地方視察の爲め出發せり

●村上氏の水原行　滯京中の細川侯家令村上鎭雄氏は十七日午前水原に赴く

●湖南線工事地價昂騰

湖南鐵道線中裡里群山間は既に測量濟となり本月末工事入札に附せらるゝ筈にて近く全羅北道群山停車場敷地內に大規模の鐵道材料貯藏所を新設し各工區の要求に應じ同地より材料の配給を爲すことに決せり之れが爲全北道內の水田賣買盛んに行はれ地價從つて騰貴し昨今一斗落下田二十七圓中田三十三圓上田四十四圓を唱へ居れりと

●京城民團の謝狀

南山町本願寺別院輪番井波潛師は本山の命に依り不日歸東に就き京城民團にては同氏在任中の功勞を表彰せん爲め古城民長の名を以て尤の謝狀を贈れり

足下

足下が去る明治三十六年任に當地に莅まれてより時勢の進運は別院の施設をして多種多樣ならしめたるにも拘はらず足下の勤精にして職務に忠實なるや本堂の建築敎社の擴張法話會の新設及靑年會少年會女中會婦人敎會等我心靈界の爲貢獻せられしもの幾何なるやを知るべからず特に明治三十九年二月を以て我民團の經營に屬せし行旅病人收容所を引受け爾來今日に至る迄幾多無告の窮民に對して施療施藥の便宜を與へられたるが如きは誠に感謝に堪へざる處なりとす今や本山の命に依り不日歸東の途に上られんとす惜別の情[illegible]茲に京城居留民團を代表し聊か蕪辭を述べ謹て拜謝の意を表し併せて足下の健康を祈る

明治四十四年五月十七日

京城居留民團民長　古城菅堂

●鮮人化導の熱心家

元仁川理事廳通譯官たりし大浦茂彥氏は昨年十一月より仁川府朝邑面官廳里に土地を購入して居を構へ住民の開發に盡力し頃日來朝邑西四ヶ村の鮮人住民を徵集し現仁川府に至る一里半の道路を改修し行通の便を圖り尙今回同地に日語學校を設立し專心鮮人の化導に盡しをくとは奇特の事といふべし

●鹽販賣競願

廣梁灣に於ける天日製鹽昨年度の分に付ては其全部を平壤の板倉松太郞氏一手に引受け之を販賣したるが本年度よりの製鹽に對しても同氏之を引受け販賣せんとの希望より既に其願書を專賣局に提出しある由なるが之と相前後して鎭南浦に於ても同地の有力者なる中田貞助、齋藤久太郞、鬼頭民次郞、田邊淺助、中村民五郞、五島秀吉、馬場嘉藏、長富一貼、鈴木種一、柳原虎松の諸氏二十萬圓の合資組織にて之を引受け經營せんとの議纏りて既に之が願書を提出せらるあり然るに之より先き東京に於ても井上角五郞、村野常右衛門、瀧澤桃介、改野耕三、芹澤白一、田中初七、河野善雄、杉村伊兵衛、飯村省吉等諸氏發起にて資本金百萬圓の採取組織にて經營せんとの出願あり斯くて三者の競願の狀態となりをれりといふ

●鐵道協會員下仁

同協會出席員は來三十日仁川觀察の筈にて朝鮮鐵道管理局今泉技師は去十六日仁川民團を訪問し歡迎上の打合せをなせりと

●總督と山口高商生徒　修學旅行のため入京中なる山口高等商業學校生徒一同は十七日午前八時總督官邸に寺內總督を訪問し總督に接見せり

●山口高商生徒來仁　山口高等商業學校修學旅行隊百七十名の一行は十九日午前八時四十分南大門發にて下仁し市內を視察の上同日午後六時十分仁川發列車にて歸京の豫定なりと

●普成學校生徒修學旅行　私立普成學校生徒二百名は校長崔麟引率して往復十日の豫定にて十八日午前九時南大門發修學旅行のため大邱に赴くの筈なり

●朝鮮將校俱樂部　五六年以前組織せる鮮人側の朝鮮軍人俱樂部は頃ろ朝鮮將校俱樂部と改稱し同時に役員の改選をなせり

▲茶袋▼

民團制度も近き將來に何とか解決を見るらしい、處で此間議員が愈々解体の場合は、ウント慰勞金を與へようと喝けるを聽き、今まで浮腰で居つた吏員共が俄かに勢込んで辭表を出したり引き込ましたりして居る▲古城民長が就任當時、前任者から引繼がれた滯納者は、之を金額に積ると八千圓もある、之に對し此頃催告狀を飛ばして整理を急いで居るが、神妙に納付するものは一般市民ばかりで役人となると何れも屁理窟を捏ね廻はして滯に甘ずるそうだ▲處で此輩の言草を聽くと既に納めてあるから二重には納めないといふのだ、然らば其證據はと反問するが何にも無い▲思ふに此輩は民團が終に不始末を出かしたから之に付け込んで義務を遁かれようと企むのらしいマサカ▲過日京日紙が通信員を罵倒して又出てれ部屋を騷がせると書いた▲某通信員烈火の如く怒つて彼等一味の誰れ彼れが集つて居る處へ押掛け、散々油を絞り上げた▲流石の連中も居耐らなかつたと見へ一人去り二人歸り、何時の間にか狐鼠々々と消れて失くなつたそうである。

京城居留民團公文

京城居留民團規則

第五號

明治四十年四月京城居留民團規則第十一號京城居留民團課税賦課及徵收規則ハ之ヲ廢止シ更ニ京城民團税賦課徵收規則左ノ通リ改正施行ノ件居留民會ノ議決ヲ經京畿道長官ノ認可ヲ得タリ

明治四十四年四月二十一日

京城居留民團民長 古城菅堂

京城民團税賦課徵收規則

第一章 總則

第一條 民團税ハ賦課期日ニ於ケル納税義務者ニ之ヲ賦課ス

第二條 民團税ノ賦課ハ左ノ各號ニ依ル

一、年税ハ四期ニ分チ第一期ハ四月ヨリ六月迄第二期ハ七月ヨリ九月迄第三期ハ十月ヨリ十二月迄第四期ハ一月ヨリ三月迄トシ毎期初月ノ一日ヲ以テ賦課期日トシ年額四分ノ一ヲ賦課ス

二、月税ハ毎月一日ヲ以テ賦課期日トシ其月分ヲ一時ニ賦課ス

三、日税及季節税ハ屆出ノ日ヲ以テ賦課期日トシ全期ヲ一時ニ賦課ス

四、新ニ納税義務ノ發生シタルモノハ其ノ義務發生ノ日ヲ以テ賦課期日トシ年税ハ其ノ期分ノ全額月税ハ其ノ月分ノ全額ヲ賦課ス

第三條 賦課期日後納税義務消滅又ハ移轉スルモ該期ノ税金ハ總テ之ヲ徵收ス

但家督相續者又ハ課税目的物件ノ讓受人ニ對シテハ其期間別ニ課税セス

第四條 賦課期日後消滅シタル納税義務同一期間內再ヒ發生シタルトキハ其期間別ニ課税セス

第五條 民團税ヲ逋脫シタルモノハ其期間ノ全額ヲ一時ニ賦課ス

第二章 戶別税

第六條 戶別税ハ年税トシ一戶ヲ構ヘ又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ賦課ス

第七條 私法人ハ一戶ト見做シテ賦課ス

第八條 左ニ掲クルモノハ戶別税ヲ賦課セス

一、駐剳軍人軍屬神宮僧侶諸宗教師

但私有財產ヨリ生スル收益アルモノハ此限ニアラス

二、貧困ニシテ納税ノ資力ナキモノ

第三章 土地税

第九條 土地税ハ年税トシ毎賦課期日現在ノ所有者ニシテ土地臺帳ニ登錄セラレタルモノニ賦課ス

第十條 天災其ノ他ノ事由ニ因リ收益皆無ニ歸シタル田畑ハ五箇年以內ニ於テ土地税ヲ免除スルコトヲ得但シ賦課期日後ニ生シタルモノハ其期分ヲ徵收ス

第十一條 左ニ掲クル土地ニハ土地税ヲ賦課セス

一、官有地、公有地

二、官公立學校、病院敷地

三、社寺其他教會堂境內地及墳墓地

四、公衆ノ用ニ供スル道路

第四章 營業税

第十二條 營業税ハ年税トシ毎期賦課期日現在ノ營業者ニ賦課ス但行商者及工業者ニシテ年齡十五歲未滿及七十歲以上ノモノハ此限ニアラス

第十三條 同一人ニシテ商工業ヲ兼業スルモノハ收入ノ多キ業目ニ據リ賦課ス但店舖其ノ他ノ營業場ヲ異ニスルモノハ各別ニ賦課ス

第五章 雜種税

第十四條 雜種税ハ年税、月税、日税、季節税ニ分チ毎賦課期日現在ニ據リ賦課ス

第十五條 年税、月税、日税、季節税ヲ賦課スヘキ營業又ハ營業スルモノハ各別ニ賦課ス

第十六條 左ニ掲クルモノハ雜種税ヲ免除ス

一、神佛祭典及慈善、衞生、學術ノ爲ニスル演劇其ノ他ノ興行

二、廢疾者ニシテ遊藝師匠又ハ遊藝稼ヲナスモノ

三、官署及公署用ノ人力車、馬車、荷車、荷積牛馬車、自轉車、船

第六章 營業税及雜種税ノ課目

第十七條 營業税及雜種税ノ課目左ノ如シ

營業税課目

一 商業

物品販賣業、委托販賣業、金錢貸付業、貿易業、銀行業、製造業、運送業、印刷業、寫眞業、席貸業、宿屋業、公ナル周旋業、代辨業、仲立業、仲買業、代書業、保險業、請負業、倉庫業、其他商業

一 工業

大工、石工、左官、木挽、鍛冶、錺職工、金銀細工業、鐵工其他諸職工

雜種税課目

年税

料理店、飲食店、待合茶屋、芝居茶屋、湯屋、理髮、人力車、自轉車、乘合馬車、荷車、荷積牛馬車、丁稚車、船

月税

諸興行場、勞番、市場、第一種第二種藝妓酌婦及仲居、幇間、遊藝師匠遊藝稼人、藝妓置場

日税

演劇、諸興行、寄席、遊覽所、相撲、排優、居獸

季節税

季節ニ臨シ營業ヲ爲ス者

第七章 徵收期日及方法

第十八條 民團税ハ左ノ納期ニ依リ之ヲ徵收ス

戶別税 土地税 營業税 雜種税中年税	第一期	四月三十日限リ
	第二期	七月三十一日限リ
	第三期	十月三十一日限リ
	第四期	一月三十一日限リ
雜種税中ノ月税		毎月十五日限リ
雜種税中ノ日税及季節税		屆出ノ即時

但納期ノ當日休暇日ニ當ルトキハ其翌日ヲ以テ納期限トス

第十九條 年税ハ各納期ニ平分シテ錢位ニ止メ其平分シ能ハサル端數ハ最初ノ納期ニ合算シテ之ヲ徵收ス

第二十條 賦課期日後新ニ納税義務ノ發生シタルモノ及納税告知書ノ交付前廢業休業其ノ他課税物件ノ異動シタルトキハ本則第十八條ノ納期ニ拘ハラス隨時之ヲ徵收ス

第二十一條 本則第五條ニ該當スル者ハ發見ノ際其ノ全額ヲ徵收ス

第二十二條 納税者左ノ場合ニ該當スルトキハ未タ納期ノ至ラサルモ既ニ納税義務ノ確定シタル税金ハ總テ之ヲ徵收ス

一、税金其他公課ノ滯納ニヨリ滯納處分ヲ受クルトキ

二、強制執行ヲ受クルトキ

三、破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四、競賣ノ開始アリタルトキ

五、法人カ解散ヲナシタルトキ

六、納税人逋税又ハ脫税ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第二十三條 納税告知書ハ納期ノ末日ヨリ十日以前ニ各納税者ニ送達ス但其月税ニ係ル者ハ五日前ニ送達ス

納税者ノ住所居所不明ノ爲メ納税告知書ヲ送達スル能ハサルトキハ其事由ヲ公告シ公告ノ日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ送達アリタルモノト見做ス

第八章 罰則

第二十四條 土地ノ所有權ヲ取得シタル者ハ其證憑書類ヲ具シ屆出ツヘシ

但シ京城府ノ證明ヲ經タルモノハ此限ニアラス

第二十五條 營業税雜種税ノ賦課ヲ受クヘキモノハ開業前ニ居留民團税則第四條一號乃至四號ノ事項ヲ屆出ツヘシ

但雜種税課目中ノ物件ヲ所有セシトキハ其ノ都度屆出ツヘシ

第二十六條 納税義務者民團區域內ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納税ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲メ納税代理人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ屆出ツヘシ

前項屆出ニ對シ變更シタルトキ亦同シ

第二十七條 民團税ノ賦課ヲ受クヘキ者ハ當該吏員ニ於テ職務上ノ必要ニ依リ帳簿物件ノ檢査ヲ求ムルトキ又ハ推問ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十八條 本則第二十四條及第二十五條ノ屆出ヲ怠リ又ハ第二十七條ノ檢査若クハ推問ヲ拒ミ又ハ虛僞ノ申告ヲ爲シタル者ハ二十五圓以內ノ過料ニ處ス

附則

第二十九條 本則ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十條 明治四十年四月京城居留民團規則第十一號京城居留民團税賦課及徵收規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

京城居留民團規則

第六號

京城居留民會々議規則左ノ通リ改正ノ件居留民會ノ決議ニ依リ京城府尹ノ認可ヲ得タリ

明治四十四年四月二十一日

京城居留民團民長 古城菅堂

京城居留民會會議規則

第一章 通則

第一條 會議ハ公開トス但シ民長ノ請求又ハ會議ノ議決ヲ以テ秘密會ト爲スコトヲ得

第二條 會議時間ハ午後三時ヨリ午後十時マテトス但シ議事ノ都合ニ依リ時間ヲ伸縮シ又ハ變更スルコトヲ得

第三條 議長ハ開會ノ初ニ各議員ノ異動及ヒ出席闕席ノ氏名ヲ報告ス

第四條 議員ノ席次ハ總選擧後第一次ノ民會ニ於テ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第五條 議長ノ選擧ハ第一次ノ民會ニ於テ無記名投票ニ依リ得票過半數ナルモノヲ當選トス

過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ノ得票者二人ニ就キ決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ當選トス

得票同數ナルトキハ年長ヲ取リ同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

議長ノ辭任又ハ闕員ヲ生シタルトキハ其都度選擧スヘシ

第六條 居留民團出納檢査委員ハ第一次ノ民會ニ於テ無記名投票ノ比較多數ヲ以テ之ヲ選擧ス但シ得票同數ナルモノハ年長ヲ取リ同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第七條 會議ハ全議員過半數ノ出席ニ依リテ成立ス其開會、休憩、中止及散會ハ議長之ヲ宣告ス

開會定刻後一時間ヲ經ルモ出席議員過半數ニ達セサルトキハ議長ハ延會ヲ宣告スヘシ

第八條 議長ハ議事ノ初ニ於テ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシム但シ議長ハ便宜朗讀ヲ省略スルコトヲ得

第九條 民會ハ議事錄ヲ調製シ左ノ事項ヲ記載シ議長及ヒ議長ノ指名シタル議員二人之ニ署名ス

一、會議ノ開閉ノ年月日時

一、出席及ヒ闕席ノ氏名

一、議案及ヒ決議討議ノ要領

第二章 議事

第十條 議事ノ順序ハ議長之ヲ定ム

第十一條 議事ノ順序ハ議員ノ動議又ハ民長ノ請求アルトキ若クハ議長ニ於テ必要ト認ムルトキハ討論ヲ須ヒス決議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得

第三章 讀會

第十二條 議事ハ三讀會ヲ經テ之ヲ決議ス但シ決議ニ依リ讀會ヲ省略スルコトヲ得

第十三條 發案者ハ第一讀會ニ於テ議案朗讀後直ニ其趣旨及理由ヲ說明スルコトヲ得

第十四條 第一讀會ハ議案ニ對スル質問及ヒ大體ノ可否ヲ討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決ス

審査委員ニ付託シタルトキハ其報告ヲ俟テ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決ス

第十五條 審査委員ハ第二讀會ノ前豫メ修正案ヲ議長ニ提出スルコトヲ得

審査委員ノ報告ニ係ル修正ハ贊成ヲ待タスシテ議題ト爲ス

第十六條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對スル修正動議ヲ提出スルコトヲ得

修正事項ニ關シ委員ヲシテ審査セシムルコトヲ得

第十七條 議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ併合シ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得

第十八條 第三讀會ハ第二讀會ノ翌日若ハ其以後ニ之ヲ開ク但シ決議ニ依リ議事ノ順序ヲ變更シテ直ニ開會スルコトヲ得

第十九條 第三讀會ハ議案全體ノ可否ヲ議決ス

第二十條 第三讀會ニ於テハ算數ノ正誤又ハ字句ノ訂正ノ外修正動議ヲ提出スルコトヲ得ス但シ議案中互ニ抵觸スル事項アルコトヲ發見シタルトキハ此限ニアラス

前項ノ修正ハ修正委員ニ附託スルコトヲ得

第二十一條 第一讀會第二讀會ニ於テ三人ノ贊成ナキ動議又ハ第三讀會ニ於テ三人ノ贊成ナキ動議ハ議題ト爲サス

第二十二條 議題トナシタル修正又ハ建議ヲ發議者自ラ撤回シタルトキ他ノ議員其ノ建議ヲ繼續スルトキハ更ニ第二十一條ノ定數贊成アルヲ要ス

第四章 建議

第二十三條 議員議案ヲ爲スニハ三人以上ノ贊成連署アル建議案ヲ議長ニ提出スヘシ

議長ハ建議案ノ謄本ヲ各議員ニ配付ス緊急又ハ簡易ノ建議及ヒ其贊成ハ書面ヲ要セス口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五章 討論

第二十四條 發言セントスル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ自己ノ氏名或ハ番號ヲ唱ヘ議長ノ許可ヲ得テ發言スヘシ

第二十五條 二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ニ之ヲ許ス

同時ニ起立ナルトキハ議長ノ指定ニ從フ

第二十六條 議員ハ各讀會ニ於テ一議題ニ付發言三回ヲ過クルコトヲ得ス

但シ質問辯明等ハ此ノ限ニアラス

第二十七條 討論ハ議題外ニ涉ルコトヲ得ス

第二十八條 一議題未タ終ラサル前他ノ議題ニ對シテ發言スルコトヲ得ス

但シ議事ノ手續、採決ノ方法討論ノ終結等先決スヘキ動議ハ此ノ限ニアラス

第二十九條 議長ハ議員ノ資格ヲ以テ發言セントスルトキハ議員中ノ一人ヲ指名シ代ツテ議長ノ職ヲ執ラシメ發言ヲ了リタルトキハ再ヒ議長ノ職ニ復ス

指名セラレタル議員ハ故ナク之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十條 會議ニ於テ言論非禮ニ涉リ或ハ人ノ私行ヲ責メ又ハ議事ノ進行ヲ妨ケ議場ノ秩序ヲ紊スモノアルトキハ議長ハ之ヲ戒告シ制止シ又ハ發言ノ取消ヲ命シ從ハサルトキハ退場ヲ命スルコトヲ得

退場ヲ命セラレタルモノハ當日ノ會議ヲ終ルマテ入場スルコトヲ得ス

第三十一條 議長ハ討論ノ終結ヲ宣告ス

議員討論終結ノ動議ヲ提出シ三人ノ贊成アルトキハ決議ニ依リ之ヲ定ム

第三十二條 議員議長ノ處置ニ對シテ異議ヲ提出シ三人ノ贊成アルトキハ決議ニ依リ之ヲ定ム

第三十三條 會議規則ノ疑義ハ決議ニ依リ之ヲ定ム

第六章 採決

第三十四條 議長採決セントスルトキハ其ノ問題ヲ議場ニ宣告ス

議長ノ宣告後ハ採決事項ニ對スル發言ヲ禁ス但シ採決ノ方法又ハ議長ノ處置ニ對スル異議ノ發言ハ此ノ限ニアラス

第三十五條 採決ノ順序ハ修正案ヲ先トシ修正案ヲ次トシ原案ヲ後トス

議員ノ提出シタル修正案ハ委員會ノ提出シタル修正案ニ先チテ採決ス

數個ノ修正案アルトキハ其ノ趣旨ノ原案ニ最モ遠キモノヲ先ニス

第三十六條 採決ハ起立ノ方法ニ依リ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

議長必要ト認ムルトキ又ハ議員三人ノ請求アルトキハ記名又ハ無記名投票ヲ以テ採決スルコトヲ得

可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十七條 議題ニ對シテ發言者ナキトキハ議長ハ採決手續ヲ省略シ全會一致ノ可決アリタルモノト看做ス旨宣告スルコトヲ得

第三十八條 緊急又ハ先決ノ動議ハ他ノ問題ニ先チ採決スルコトヲ要ス

緊急又ハ先決問題トナスヘキヤ否ヤハ討論ヲ須ヒス決議ニ依リ之ヲ定ム

第三十九條 修正案原案共ニ過半數ノ贊成ナキトキハ議決ニ於テ廢案スヘカラサルモノト議決シタルトキハ特ニ委員ニ付託シ立案セシメ其ノ案ニ對シ決議ス

第七章 委員

第四十條 議案又ハ事件ニ付審査ヲ要スルトキハ民會ハ委員ヲ選擧シ其ノ審査ヲ付託スルコトヲ得

委員ノ數ハ決議ニ依リ之ヲ定ム

第四十一條 委員ハ投票又ハ議長ノ指名ヲ以テ之ヲ選擧ス

投票ハ無記名連記トシ比較多數ノ得票ヲ當選トス

但シ得票同數ナルトキハ年長ヲ取リ同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第四十二條 委員ニ選擧セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十三條 委員會ハ民會ノ會議時間ト異ナル時間ニ之ヲ開ク但シ民會ノ承諾アルトキハ此ノ限ニアラス

第四十四條 委員會ハ委員長一人ヲ選擧ス

委員長ハ委員會ノ議事ヲ整理ス

第一次ノ委員會ハ議長之ヲ招集ス

第四十五條 委員會ハ付託ヲ受ケタル事件ニ關シ關係主任者ノ意見ヲ徵シ又ハ發案者ノ說明ヲ求ムルコトヲ得

第四十六條 發案者ハ委員會ニ出席シ議案ノ說明ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 民會ハ期限ヲ定メ委員會ヲシテ其ノ報告ヲ爲サシム

第四十八條 委員會ノ審査了リタルトキハ委員長ハ報告書ヲ議長ニ提出ス

議長ハ特ニ秘密ヲ要スルト認ムルモノ、外報告書ヲ議員ニ配付ス

第四十九條 委員會故ナク其ノ報告ヲ遷延スルトキハ民會ハ委員ヲ改選スルコトヲ得

第五十條 委員會ニ於テ否決セラレタル意見ニシテ其出席委員ノ三分ノ一以上ナルトキハ之ヲ民會ニ報告スルコトヲ得

第八章 紀律

第五十一條 民會ニ出席スル議員ノ着衣ハ洋服又ハ羽織、袴タルヘシ

第五十二條 議員闕席スルトキハ開會以前ニ其ノ旨ヲ議長ニ通知スヘシ

第五十三條 議員左ノ行爲アリタルトキハ民會ノ決議ヲ以テ五日以內民會ニ出席ヲ停止シ又ハ五圓以下ノ過怠金ヲ科ス

一、秘密ノ議事ヲ漏洩シタルモノ

二、第三十條ニ該當シ其情重キモノ

第五十四條 議長ハ第五十三條ニ該當スル議員アリト認メタルトキハ之ヲ懲罰委員ニ付スヘシ懲罰委員ハ五人トシ民會之ヲ選擧ス懲罰委員ノ選擧及ヒ會議ハ第七章ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 懲罰事犯ノ議事ハ秘密會議トス民會懲罰委員ノ報告ヲ俟テ懲罰事犯ヲ決議ス

京城居留民團規則

第七號

明治四十年京城居留民團規則第二十號京城居留民團税汚物掃除制賦課徵收規則ハ明治四十四年三月三十一日限リ廢止ノ件居留民會ノ議決ヲ經京畿道長官ノ認可ヲ得タリ

明治四十四年四月廿四日

京城居留民團民長 古城菅堂

京城居留民團規則

第八號

明治四十年京城居留民團規則第十五號京城居留民團立漢城病院附屬青坡病院及新町驅黴診療所諸料金徵收規則中新町トアル下ニ「桃山」ノ二字ヲ挿入シ明治四十四年四月一日ヨリ施行ノ件居留民會ノ議決ヲ經京畿道長官ノ認可ヲ得タリ

明治四十四年四月二十五日

京城居留民團民長 古城菅堂

京城居留民團規則

第九號

明治四十年京城居留民團規則第十三號京城居留民團營造物使用規則ハ居留民會ノ議決ヲ經左ノ通改正シ明治四十四年四月一日ヨリ施行ノ件京畿道長官ノ認可ヲ得タリ

明治四十四年四月二十六日

京城居留民團民長 古城菅堂

一、第二條第一號中「倭城臺一ノ三字ヲ削リ及一坪金「十五錢以上」トアルヲ「五錢以上二十五錢以下」ニ改ム

第一號表

戶別	年税
一等	金三千圓
二等	金二千五百圓
三等	金二千圓
四等	金千五百圓
五等	金千二百圓
六等	金千圓
七等	金八百圓
八等	金七百圓
九等	金六百圓
十等	金五百五十圓
十一等	金五百圓
十二等	金四百六十圓
十三等	金四百二十圓
十四等	金三百八十圓
十五等	金三百五十圓
十六等	金三百二十圓
十七等	金二百九十圓
十八等	金二百六十圓
十九等	金二百三十五圓
二十等	金二百十圓
二十一等	金百八十五圓
二十二等	金百六十圓
二十三等	金百四十圓
二十四等	金百二十圓
二十五等	金百圓
二十六等	金八十圓
二十七等	金七十圓
二十八等	金六十圓
二十九等	金五十圓
三十等	金四十五圓
三十一等	金四十圓
三十二等	金三十五圓
三十三等	金三十圓
三十四等	金二十五圓
三十五等	金二十圓
三十六等	金十六圓
三十七等	金十三圓
三十八等	金十圓
三十九等	金七圓
四十等	金五圓
四十一等	金三圓
四十二等	金二圓

第二號表

土地税（等級、年税、摘要）

一 等 表二十圓、裏十圓 本町一、二、三、四、五丁目、明治町二丁目（本町入口ヨリ漢城病院前山邑酒店迄）南大門通二、三丁目

二 等 表十六圓、裏八圓 南大門通一丁目、本町六丁目、御成町、明治町一丁目（一等地ヲ除ク）

三 等 表十三圓、裏七圓五十錢 旭町一丁目（民團役所横ヨリ小森材木店迄三叉點）明治町二丁目（隣町溝渠ヨリ以西）明治町三丁目、南山町三丁目（海軍武官々舍前ヨリ巴城館前通交叉點迄）南山通四丁目（本町入口ヨリ以下迄）壽町一丁目（本町入口ヨリ商業會議所前迄）

四 等 表九圓、裏四圓五十錢 永樂町二、三丁目、長谷川町一丁目、壽町三丁目、旭町二丁目（山手ヲ除ク）同三丁目、南山町一丁目（清水橋ヨリ本町入口迄）太平町一丁目、太平七丁目、南山町二丁目（本町入口ヨリ天眞樓下迄）

五 等 表五圓、裏二圓五十錢 明治町二丁目（隣町溝渠ヨリ以東）元町三丁目（櫻町入口ヨリ民團役所出張所入口迄）櫻町（龍山座ヨリ旭橋通ニ至ル間）老松町三丁目（龍山橋通ニ沿ヘル地域）川端町（龍山橋通リニ沿ヘル地域）鐘路通一、二、三丁目、本町八丁目、黃金町、長谷川町二丁目、米倉町（南大門通入口ヨリ朝市橫門迄）大和町一丁目 太平町二丁目 壽町一丁目（商業會議所前ヨリ壽町二丁目ニ通スル處）旭町四丁目日ノ出町、古市町 丁目、南山町一丁目（清水橋ヨリ天神橋ニ至ル）北米倉町

六 等 表四圓、裏二圓 桃山町、元町四丁目、元町一、二丁目、元町三丁目（老松町入口ヨリ京義線ノ鐵橋下ニ至ル）旭橋通（元町三丁目ヨリ三叉點迄）若松通（龍山座横ヨリ元町三丁目ニ至ル間）老松町（民團役所出張所前通リ）大島町（五市道路ニ沿ヘル地域）櫻町（元町三丁目ヨリ桃山町入口迄）永樂町一丁目、壽町二丁目、米倉町（朝市橫門ヨリ和樂園下迄）南山町二丁目（靑田玉川堂前ヨリ高等女學校前ヲ經テ南山町三丁目ニ至ル）本町一丁目裏通、本町九丁目、新橋通一、二丁目、朝鮮門通、若松町、大和町二丁目、大和町三丁目、新町ニ通スル道路以北 相生町、吉野町一丁目、旭町一丁目（小森材木店前三叉點ヨリ漢陽公園上リ口迄）東大門通一、二、三丁目

七 等 表二圓、裏一圓五十錢 榮町（五等地ヲ除ク）渡町、京町、祝町、旭町 丁目（小森材木店前ヨリ馬千閣ニ至ル間）青葉町、櫻井町、竹園町一、二、三丁目、須磨町、太平町三丁目、蓬萊町一丁目、光化門前通、漢江通六丁目、岡崎町、和泉町、水標橋通一、二丁目、西大門通一、二丁目、川端町（五等地ヲ除ク）大島町（五六等地ヲ除ク）櫻町（六等地ヲ除ク）凱旋町、老松町（五六等地ヲ除ク）若松町（六等地ヲ除ク）

八 等

甲 二圓 本町十丁目、東西四軒町、敦化門通、花園町、獨立門通一、二、三丁目、初音町、光熙門通、藤原町、三角町、長橋通、笠井町、林町、舟橋町、觀音町、吉野町二丁目、芳山町、大井町、蓬萊町二、三丁目、玉川町、二葉町、仲町、琵琶町、東雲町、廣川町、幸町、紅葉町、竹添町一、二丁目、惠化門通一、二、三丁目、黃橋通一、二丁目、古市町二丁目、御成町（山手）南山町一、二丁目（山手）旭町二丁目（山手）旭町一丁目（山手）大和町三丁目（新町ニ通スル道路以南）新設米倉町（山手）清水町、錦町、山手町（元幸町）

乙 一圓 谷町、敦化門通、雲宮町、元寺町、青石町、兜町、綠町、黃橋通三丁目、惠化門通四丁目、竹添町三丁目、獨立門通四丁目、蓬萊町四丁目、麻浦、孔德里、沙村里、車町、末廣町、梅町、旭橋通（六等地ヲ除ク）

丙 五十錢 白駒町、紫梅橋通、銀杏町、總督門通、花咲町、大變町、桂本町、北鍾町、東大門外十帝ノ地域、新村里、新草里、竟里中下契、中林、西氷庫、西江坊

畑 一等五十錢、二等三十錢、三等二十錢、五等地以上ノ地域ヲ一等六等七等ノ地域ヲ二等トシ以下ヲ三等トス

山野池沼 十錢

備考 市街宅地表裏ノ區分アルハ本通ニ面シ奧行十間ヲ表トス

第三號表

營業税	年税
商業	
一等	金三百五十圓
二等	金三百圓
三等	金二百五十圓
四等	金二百圓
五等	金百五十圓
六等	金百二十圓
七等	金百圓
八等	金八十圓
九等	金七十圓
十等	金六十圓
十一等	金五十圓
十二等	金四十圓
十三等	金三十圓
十四等	金二十五圓
十五等	金二十圓
十六等	金十六圓
十七等	金十三圓
十八等	金十圓
十九等	金七圓五十錢
二十等	金五圓
二十一等	金三圓
二十二等	金一圓五十錢
工業	
一等	金五圓
二等	金三圓
三等	金一圓五十錢

第四號表

雜種税	年税
一 料理店、待合茶屋、芝居茶屋、飲食店	
一等	金二百圓
二等	金百五十圓
三等	金百圓

（以下次號ニ續ク）

（三面より續く）

四等 金七十五圓
五等 金五十圓
六等 金三十五圓
七等 金二十五圓
八等 金十五圓
九等 金十圓
十等 金五圓

二、湯屋
一等 金三十六圓
二等 金三十圓
三等 金二十四圓
四等 金十八圓
五等 金十二圓

三、遊戯場
一等 金四十圓
二等 金二十五圓
三等 金十五圓
四等 金五圓

四、遊藝人
一等 金十五圓
二等 金十圓
三等 金五圓
四等 金三圓

五、人力車一輛ニ付 金三圓六十錢
六、乘合馬車一臺ニ付 金十二圓
七、自轉車一輛ニ付 金五圓
八、荷積牛馬車一臺ニ付 金六圓
九、荷車一輛ニ付 金三圓六十錢
十、丁稚車一輛ニ付 金一圓八十錢
十一、船、遊船、荷船、一艘ニ付金三圓
漁船一艘ニ付金二圓

月税

十二、諸興行場
一等 金二圓五十錢
二等 金二圓
十三、券番一個所ニ付 金二圓
十四、藝妓置屋藝妓一人ニ付金三十錢
十五、娼妓
十六、藝妓
一等 金三圓
二等 金二圓
一種藝妓
十三歳以上ノモノ一人ニ付 金六圓
十三歳未滿ノモノ一人ニ付 金三圓
二種藝妓一人ニ付 金三圓
十七、仲居及酌婦（第二種料理店仲居ヲ甲種トス）甲種一人ニ付金二圓、乙種一人ニ付金二圓
十八、幇間一人ニ付 金三圓
十九、髮結職匠一人ニ付 金二圓
二十、遊藝稼人（招キニ應スルモノ）一人ニ付 金一圓五十錢
自ラ興行場ニ於テナスモノ及演劇興行ニ隨從スルモノ一人ニ付日税一等金二十錢、二等金十錢

日税

二十一、演劇
一等 金三圓
二等 金二圓
二十二、諸興行
一等 金一圓五十錢
二等 金一圓
三等 金七十錢
二十三、寄席
一等 金七十五錢
二等 金四十錢
二十四、遊覽所一個所ニ付 金三十錢
二十五、相撲
一等 一人ニ付 金二十錢
二等 一人ニ付 金十錢
二十六、俳優
一等 一人ニ付 金二十錢
二等 一人ニ付 金十錢
二十七、屠獸税
屠殺牛馬毎一頭ニ付 金一圓
屠殺豚羊毎一頭ニ付 金二十錢
二十八、季節税季節ニ應シ營業ヲ爲スモノ（淸凉飲料、心太、ビール店其他）
一等 金十五圓
二等 金十圓
三等 金七圓五十錢
四等 金五圓
五等 金三圓

京城居留民團規則 第九號

明治四十年四月京城居留民團規則第十號京城居留民團税則ハ居留民會ノ議決ヲ經左ノ通リ改正シ明治四十四年四月一日ヨリ施行ノ件京畿道長官ノ認可ヲ得タリ

明治四十四年四月二十六日

京城居留民團民長 古城菅堂

一、第六條中「年度ノ始」トアルヲ「決議」ト改ム

一、税則中第一號表、第二號表、第三號表、第四號表ハ左ノ通リ改ム

第十七號公告

來ル五月六日午前十一時和城臺公園ニ於テ例年ノ通招魂祭執行候條在留民一般隨意御參拜相成度此段公告ス

明治四十四年四月廿九日

京城居留民團民長 古城菅堂

京城居留民團告示 第二十五號

明治三十九年京城居留民團規則第一號京城居留民團規則公告式第二條ニ依ル當所屬掲示場位置左ノ通リ變更ス

明治四十四年四月二十五日

京城居留民團民長 古城菅堂

記

一、掲示場所在位置
一、京城本町一丁目（民團役所前）
一、京城本町七丁目（公共井戸ノ側）
一、京城黃金町通（南大門通ニ出ヅル交番所ノ傍）
一、京城南大門通一丁目（南大門內側）
一、龍山老松町（京城居留民團役所龍山出張所前）
一、龍山漢江通三丁目（龍山小學校前）

京城居留民團告示 第二十七號

本年四月居留民團規則第六號ハ居留民團告示第二十六號ノ誤リニ付之ヲ訂正シ團規則第七號第八號第九號ヲ順次一號宛繰上ク

明治四十四年四月廿八日

京城居留民團民長 古城菅堂

京城居留民團告示 第二十八號

本年四月告示第二十一號公示公告指定新聞ノ件「京城新報」ノ次ニ「京城日報」ヲ加フ

明治四十四年五月一日

京城居留民團民長 古城菅堂

廣告

獨逸殖民地（一）

ケー、オー生

●●●●●●●●獨逸の殖民地は亞弗利加、南洋群島及び膠州灣に三つに大別され、其中亞弗利加にある分は平和の占領で以て獲得され、南洋群島中のカロリーネンは西班牙より買得し、膠州灣は申す迄もない租借地である、其總面積は二百六十万平方キロメートルで、人口は土人千三百萬白人三萬である、其殖民地の大さから云へば、英佛獨といふ順序で第三位になつてをるが、面積は英國殖民地の十分の一、佛國殖民地の二分の一餘に當る、又殖民の歷史から云へは英佛は十七世紀以來の歷史を有する大殖民國であるが、獨逸は至つて幼稚で僅かに二十餘年から殖民事業に指を染めたのであるが、以下述べる所は卽ち其幼稚なる殖民統治を獨逸は如何な風にやつてをるかを紹介するので、第一統治作用の根本規定、第二命令權、第三命令權の制限といふ順序になるが、何れも詳しき內容の說明でない、唯梗概だけを各種の殖民に關する書籍中より抄出し之を通俗に說明したまでゞある、

さて、獨逸では殖民地を以て保護地方と名づけてをる、之れが理由に就て少し說明すれば、當初獨逸の殖民政策は消極主義であつて、一私人が占領して經營をやつて居る土地を、單に國家が保護すると云ふに過ぎなかつたのである、直接に國家が手を下して開拓すると云ふやうなことはせずと、營利會社に國權の行使を委任したほどで、又阿弗利加などでは土人會長に其部族を支配せしめ、從來の通行政司法の自治を認めて居つた、而して獨逸帝國の政治の下に强制すると云ふ様なことが無かつた、簡單に云へば自國民が事業をやつて居る土地だから保護してやるといふ有樣であつたのである、此觀念から殖民地を保護地方と呼んだので、之を今日まで襲用してをる次第である、と申して國際法上の保護國と云ふ義ではないのである、又此保護地方なる文字は所謂殖民地と云ふ內容實質が表示せられて無い殖民地と云ふ內容はコロニーと云ふ文字でなければ現はれない、又保護地方ではコロニーでも法律上に直接に內容を說明して居るものは無い、英國などでは法律でコロニーの範圍を定めてをる、法律は色々あるが最新のは則ち千八百八十九年の法律でコロニーとは其本國及印度外の英國領と云ふとある、うして法律上の定義は殖民地の實質を極めたものでなく、つまり憲法とか法律とかを適用する上に於て其範圍を極める上から定義したもので、何故に法律は某々の區地を保護地方とかコロニーとか云ふか、其理由に遡れば其土地は殖民地の實質を有するが故なりと云ふことに歸するのである、憲法とか法律とかが施行せられぬから殖民地でないとか、施行せらるゝから殖民地であるといふのではないのであるのだ。

池坊生花教授

今般諸君の御便利の爲め左記の所へ出張所を設置候に付御希望の方は御申込被下度候

京城永樂町(赤門前) 一光齋秀庵
龍山驛構内 今井宅
京城新町 難波宅

寫眞

當方の間定價の

牛額

京城本町四丁目

(病院化贊館)

河合寫眞館

蒸溜消毒 牛乳

京城貞洞町五十番戸の一

細川牧場

(電話一三六六番)

磨擦白米

京城本町 ... 精米所

電話一二二番

長崎流

○しるこ
○茶碗むし
○むし壽し

出前も御好に應じ可申候

南山町二丁目(南山湯上ル)

松ぞの

(電話一二八五番)

恩給

年金扶助料者 五ヶ年立替 割引せず 手數料一割 月利五厘

京城鐘路通り東洋保險會社裏小路相思洞廿九號八戸博多屋

上州屋支店

長電話九〇五番

▼新着

實用時計 二圓五十錢より五十餘種着荷す

●御入用定價表はがきにて申込次第無代送呈

東京本所區松井町三丁目 石橋時計店

男ちゞれ毛 女くせ毛 赤毛

は何程の赤毛も根本的矯正美化する最新發明

專賣特許

寄稿を郵券封入申込の方に教授す 許て美髮に治て差上升

●東京市麻布區材木町 岩阪澄子

株式會社 十八銀行 京城支店

銀行一般業務精々御便利に取扱申候

資本金 三百萬圓
積立金及繰越金 九十九萬五千圓

京城南大門通(電話四二〇)

本店 長崎市築町
支店出張所
朝鮮 京城、龍山、仁川、木浦、釜山、元山、馬山、群山、全州
日本 熊本、大阪、佐世保、厳原、五島、壹岐

其他日本朝鮮樞要地及露領浦鹽に爲替取引先有り

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候 (利息日歩壹錢二厘)

長崎貯蓄銀行代理店 (十八銀行京城支店)

仁川海岸

旭屋旅館

陸軍指定旅館
鐵道院指定旅館
仁川水産組合指定旅館
各保險會社指定旅館

弊館には夜警の設備有り

御客樣の安全此の上なし

電話二五一

上等清酒

醸造發賣元

仁川港

吉金酒店

電話七六四番

韓國銀行

當銀行ハ預金、貸附、爲替等一般銀行業務ヲ確實親切ニ取扱申候

支店出張所(大阪、仁川、平壤、元山、釜山、群山、木浦、馬山、城津、鎭南浦、新義州、會寧、大邱)

右ノ外内外主要ノ地ニ爲替取引先有之候

義齒術全般

京城南山町二丁目(伊藤組前に入る)

小倉三郎

電話

株式會社 第一銀行 京城支店

資本金 一千萬圓
積立金 六百〇五萬圓

明治六年設立

京城南山町三丁目

電話 一番 六二一番
振替貯金口座朝鮮一二番

銀行一般の業務は確實を旨とし精々御便利に取扱申候

朝鮮名産

鶴乃箸

○鶴の骨細工種々
○鶴の羽細工種々
○朝鮮土産品種々

製造發賣元 京城本町三丁目(電話一二五〇 振替貯金四八) 海市商會

特約發賣元 京城本町四丁目(電話九五六) 日之出商行

特約發賣元 京城本町六丁目(電話二〇) 西崎本店

M.C.C.

エムシーシー

土耳古紙 卷煙草

專賣局の定價は百本に付金五圓貳拾錢なるも朝鮮内は大安賣

京城、平壤、龍山……釜山、木浦、群山 高瀨支店

家傳 名灸(とひや)

特に胃腸病専門

●うちみ くじき はねつき

明治町一丁目百十番戸

荒川マッサージ院

光鳳

醸造元

仁川宮町三丁目

深見勝三郎

電話四八二番

電信略號フ

統監府及諸官衙御用

荷物運搬 引越荷物受負

伊藤組

ドクトリ丸

はやく ぞうとく りんびやう ぞうけ下し

本舗 東京 林丁子堂

代理店 京城南大門通三丁目 新井藥房

朝鮮牛乳及牛種改良元祖

消毒純良 高等牛乳

京城南大門外

荒井牧場 (電話一〇五六番)

龍山本町二丁目

龍山販賣所 (電話一〇二番)

S.K.S

エスケース

土耳古紙 卷煙草

專賣局定價 一號金六圓 二號金五圓

朝鮮總代理店 仁川 オチ商會

東京足袋

本店 東京

京城大和町一丁目(日の出橋際)

大和屋

藤井出張店

正札付大安賣 屢毛引なし安心して買へ升

電話二百〇五番

世帶道具は何でも有り升

外に宅ノ酩酒手ヨリ白米和洋ローソク上白シメ油 醤油ハ特約品

右品質上等直段下等大勉强販賣仕候間續々御用命奉願上候

日用雜貨 卸問屋

京城本町六丁目

西崎嘉七本店

酒精アルコール

●新荷着

仁川花町一丁目

坂倉支店

新荷着

浪平板 洋釘 各種

多數御入用の御方は特に安價に御相談致可候

和洋金物商

京城本町貳丁目

佐野彦藏商店

電話一六三番 振替口座京城一二〇番

最上醤油

特約販賣 仁川 高雄 京城支店

高等牛乳 滋養

京城南大門外

韓國畜産會社

入院隨意

菅醫院

電話一三一五番

入院隨意

京城壽町三丁目(電話三七八番)

中島醫院

院主 醫學得業士 中島貞信

純良消毒牛乳

京城東四軒町

岡野牧場

電話千六十九番

美江 公州 間 定期出帆 廣告

美江發毎日後一時四十分公州着後六時
公州發毎日前七時美江着後四時
船内御客樣の娯樂用として新聞雜誌碁將棋等の備付あり

京釜美江驛前 中條運送美江支店

五月中 湊船出帆 廣告

濟州行

天草丸 十日、十五日、十九日、廿三日
安孝丸 九日、十三日、十七日、廿一日
廣濟丸 三吉丸 九日、十二日、二四日、十六日

木浦行

千歳丸 九日、十日、十九日、廿四日

仁川本町三丁目

合資會社 秋田商會船舶部

電話七三番 七五〇番



京城藝妓の半生 清華亭今奴（十）

數て女には限らない此奴一番爲めに仕樣の身の上話しなるものに一から六まで眞面の者ばかりの筈なるべき道理今奴のそれは野村君の前に兩手を突いて鼻汁を啜りながら物語つた一伍一什なるものも又甚だ怪しいもので借り集めた繻衣裳と同樣辻褄の合はぬ所だらけではあるが若い美しい女が紅涙なるものを絞る時んば男子として豈其の辻つまの合はぬ詮索も餘裕あらんや「と云ふ譯が他にも最負もあらうに薄い緣、俺の如なものでも男と思へばこそ相談、ナアニ俺もれ位に厭でなければ何時までゝも世話を仕よう、併しれ前の先男のも左樣した稼業柄の者と云ふのだから、ウム逃げたかマア可いやでは濟すまいから、して元來憾れて掛つた女ぢやあるし昔馴染でない姉者と來ては乾度お前の行衛の詮索をするにやあ相違ない、と思つて要心に越すはなしだ、夫れにしては斯うした繁華塲近邊は劒呑だ、就ては俺の持家が芝の三田にある一軒位樣なのが空いて居るだらうから而したら其處に蟄り込んでは何うだい」と一も二もなく呑み込んだ野村君早速電話で自分所の帳場へ問合はせると都合よく向ひの東京に入れかの用意もあるから夫れ迄は入居にと一も二もなく有樂町に植木屋旅館の奧座敷に十日程を送つて居る間に準備も整つたので引移つたのが三田四國町の牛肉店いろは本店の横丁、樓下が臺所を入れて四間二階が二間に湯殿、木斗が栽ゑ込んだ庭があつた小さい乍らも庭もある濫刷き塀を庭で回らした一軒建て、定まりの中婆さんを相手に至極無事に其の年も暮れ明けて四十一年の春も逝き軒の若葉に照らす旭影も蔭になつてしまつた松魚の呼び聲も涼しい五月の末或る所からの音信に宇都宮の山本が其後血眼になつて所在を捜して居たが此の頃に至り何うやく夫れと努付いたらしい併し居所や旦那を突き止めたと云ふのではないが兎に角餘り外出はせぬ方が善からうとある、ナアニとは思つても薄氣味の惡くないこともないので何うしようかと迷つて居る内に野村君が大失敗僅かの金にも手詰る如になつた、見ても居られぬ所から其の年十一月新橋の濱村から春奴と名乘つて出ると間もなく其所の主人と關係したがた女將の手前朋輩の思惑夫れを考へると濟まない氣もする時も時山本が夫れと嗅ぎ附けたゞの通知に今は一刻も猶豫が出來ぬと即ち四十二年の三月都の春を他所に見て京城に渡つて清華亭から現はれたのだ、何にしろ今迄書いた通りの兇状持ち鍊へ上げたる凄腕を四角八面に振り回すので凡そ今奴と引組んで手痛を負はぬものはない中にも本町の建部喜作君の如き池田長兵衛君の如きは少なからず痛手を受けたものである、兎に角今奴に年を取るに伴れて今迄の浮氣と八々の甚だ善からぬことを悟つて大に謹愼して居る、美しいのと小柄なのとで二十三四としか見へない、全く浮氣と八々とを止めたら申分のない姐さんだが此の頃の陽氣だと……サア分らなくなつて來た次は

井門本店の奴

●爆發物密賣買

近來南海岸に於て爆發物を使用して密漁するもの多くあるにつき該密賣者を捜索中の處釜山南濱居住の片山太助（大阪人）は昨年六月より沈沒軍艦引揚用なりと僞りてダイナマイト十數箱を移入して漁夫に密賣し居る事を發覺し逮捕されたりと云ふ

●盗まれ物品が出る

龍山元町三丁目七十七番戸土木請負業上田晋吉方愛知縣人大工職松浦岩太郎（三六）は上田方に同居中晋吉所有の金側時計紛失せしより岩太郎が窃取せし嫌疑にて龍山署に拘禁せられ取調中の所該時計は發見せしが岩太郎は如何なる理由にか警察署に於て自己にて窃取せしものゝ如く自白せしが京城區裁判所公判廷に於て事實審理の下に前自白は否認し仕方なく自白せしものにて自分は全然知らぬと申立て公明なる事實判事の審理の結果十七日無罪の宣告ありたり

●鮮人相手の詐欺

栃木縣人當時京城竹園町三百四番戸居住小栗榮吉は曩き頃より在東京日本新聞京城支局主任兼特派記者として盛んに活動中なるが其の裏面に於ける行動は暫く措き既に其筋より注意を受けつゝありし由なるが中部廣橋三十七統二戸趙濱翼なる者と共謀して沈興澤外一名

女振り （九）

荒木捨作君長女 荒木かつ子

捨作君は憲兵大尉で龍山憲兵分隊長である、れ住居は龍山の官舍だ、かつ子さんは本年十八歳、產地は東京府下豐多摩郡淀橋町である、淀橋町と云へば東京水道の沈澱池のある所だけに惜げもなく其の水道の水を產湯に使はれたのだ、玉川の水に晒した玉の肌と云ふチウ事實はかつ子さんに於て證せられて居る、敢て職掌柄と云ふのではないが家庭に於ける捨作君頗る嚴格家で子女の教育方針の多くが往昔の武門的である、人は柔かく而して硬くなければ不可んとは君の持論である、かつ子さんは其の理想に近きものとして認められて居らるゝ、弟妹に優しいことゝ云つたら俤が少ない、物事に陰日向のない所が最も嬉しい、裁縫に深い趣味を有つて居られる、好きこそものゝ巧手で其道に堪能である、其食べ物では心太が好物とある、其の水晶を削つた如なに軒の若葉の蔭を宿らせつゝ頂きます時の味と申しましたら、と思ひ出して唾を嚥んで御坐る、

より金一千餘圓を騙取したる事其筋の探知する處となり犯罪捜査に着手しつゝあり本社は該事件の眞想を探知し居るも捜査の進行に差支るを以て後日詳報する處ある可し

●消防手常置

銅峴分署管内に於ては今後内地人消防手四名鮮人消防手十六名を常置する事としたり

●足拔藝妓捕はる

兵庫縣神戸市上澤通り二丁目二十九番戸長野正信三女ひさ（二〇）は昨年四月渡鮮安東縣に至り料理屋花の家にて酌婦稼業中十一月新義州錦花樓に抱稼へ藝名次郎と名乘り娼賣に從事中樓主笹部忠次郎がひさの滿皮の剝け居る處に惚け手を掛け女將の目を忍んで私通し居る内證に山の神の知る處となりひさを虐待するに至りしよりひさは鞍替へを頼むも樓主が應せざるより無斷家出し當地に逃げ來り旭町三丁目四十二番戸大工職藤元太郎方に潜伏中を南部署川副刑事探知し目下南部署に保護中

●鮮人の厭世自殺

京城南部河橋統戸不詳鞍製造承雀謂方職工魯致順（五〇）は日給三十錢にて糊口を凌ぎ居る者なるが偶々悲觀の結果にや厭世の念を起し殊更飲酒の上去る十二日午後七時頃漢江沿岸を辿りつゝ此處ぞ極樂行の成佛處と今や南無阿彌陀佛と身を投んとせし折しも未だ持つて生れし壽命のありしか見へ通り蒐りし漢江三十統八戸鄭興先及同六統二十八戸許在錫の兩人に抱き止められ許は此旨龍山署に急告せしかば同署員直に現場に驅け附け魯致順を連れ歸署の上懇々其の不心得を諭し大に將來を訓戒し放還したり

●質札大盡捕はる

明治町三丁目富士屋旅館に一人の浮浪者下宿中にて擧動不審なる事南部署川副、村上兩刑事探知し一應取調しに長崎縣人黒岩熊次郎（三五）と名乘りしも兎角言語曖昧にして懷中より數十枚の質札出したるより嚴重取調たるに金指輪（代二十五圓）を窃取したる事判明せしが尙ほ餘罪ある見込にて取調中

●郵便物を盗まる

汽船柳川丸は咸鏡南道新浦郵便局差立の郵便物三個を搭載し去月三十日咸鏡北道獨津に着し引渡しの際何者か一個何物にか盗み去られたりと云ふ

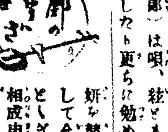
●浪花館●

十八日より女義太夫一座開演の由にて初日の語り物は

御祝儀寶入船（入登）鎌倉三代記（豐竹小勢伊）質女鑑十段目（同小富）八陣八ツ目（同小吉）玉藻前三段目（當四才同小萬）安達ケ原三段目（同小三）四ツ谷怪談伊右門住家（同小藤）三十三間堂柳の由來（小知榮）大切忠臣藏身振り掛合

●長唄大會

十六日夜芳村伊壽惠（清華亭の三太拍子）會主となり芳村孝十郎（料亭はつねの主人）菊家文之助等補助の下に壽座に開催したる同會は奇麗な姐さん方の名前をツラリと列べたる事とて非常の大盛況にて午後十一時無事演了したり云ふも管ながら孝十郎の吉原雀は水際立ちて鮮かに會主伊壽惠の糸とともに滿塲を唸らせたり其他何れも大車輪にて出來榮も美事なりしも就中文之助、今奴（清華）の唄に伊壽惠、勝利（花月）の鉦なる筑摩川は演物も良く腕揃ひの事とて非常の喝采なりし因に文之助の實妹菊やの若枝（前名笑太郎）は唄、絃ともに怖ろしき迄に上達したり更らに勉めよ（一生）



例の小料理店移轉問題は新町遊廓の敷地擴張となり目下建築に從事中なれば近々落成仕るべく候▲屋々三衙子の妍を競ひし花も梢も靜にして今や眼に寒葉山はどしぎす初松魚の候と相成申候扨ても月日の逝くは速きものに候▲

◎東京の新流行語

待合などではまだ『何て聞が好いんでせう』などゝ言つてゐる藝野呂があるが、『何て聞が好いんでせう』の本家本元では、もうそんな言葉は口にするものはない、若し夫れポッと出の一廉通がつて『何て聞が好いんでせう』などゝ反らうものなら、それこそ飛だ赤恥を搔いて聞の惡い事夥だしい、なれば東京では此頃如何な語が流行してゐるかと云ふと、『妾考へときまッさ』と云ふので、藝妓に元より紳士も商人も、此の流行語を口にせねば耻辱にでもなるやうに心得て、詰らぬ場合にまで『妾考へときまッさ』とやツてゐる。一体こんな語が如何して流行り出したかといふと、與の萬龍が今年の春或る大臣に春月へ招かれた時『どうぢや萬龍、お前に一人好な人を周旋つてやらうと思ふが否か』との仰せに、その主はと聞いて見ると當時春塲所の人氣力士黒瀬川と分り早速見合がてらに國技館へ出掛ると間の惡い黒瀬は當日からの負續け、こんな弱い力士を好郎に持つては、萬龍の沽券に關はると、キッパリ斷つてしまはうかと思つたが、其處が萬龍で、其後大臣が又春月にわせられて『どうぢや氣に入つた』かと尋ねになつた時、『妾考へときまッさ』と答へたのが月を經た此ごろ如何した機會か流行り出したのだ『まッさ』は『ますさ』の詰つたのと知るべし

厄介になりたる清月樓の鹿の子女郎は自分免許の色男運の競爭からア、の新うのと云ひ觸らされたのだとかで近來滅法鬱ぎ込んで居るは氣の毒に候▲皆春樓の小町は愛嬌タップリの怜悧者なるが何うしたものか日向猫の仇名を唄はれ居候▲同樓の式部が凄腕と來ては有名のものなるが其の一例を披露せん▲に過ぎつる夜豐何とやら云ふ辯護士殿式部を敵妓に遊興したる處其の面白さに當日裁判所に出廷すべき大事の事件をコロリと忘れて流連しかる爲め遂に該事件は再欠席判決となり控訴の途もなくなりしに就き事件依頼者より損害賠償やらの談判を持ち込まれ弱り切つて居るとの事に候恐しいは式部の腕には候はずや▲第一樓本支店共從來秘密に勉め客を取り居りしとかなるが今後は公然吉原式に改革する由に御座候▲一時某郡守と情死を企てたる君の心中者井門支店の妻枝は傾城の戀は眞の戀ならず命持つて來いが眞の戀かりと柄を開いて咸ゝ寄屋さんと諸負ふとも兩手に彈き飛ばして面白がり居り候▲依然のあゝ日暮樓の朔代は病の痛さにて嫌ましいので未だ作の夢が出來ぬと吻を居り候▲同樓の万〇は非常の人氣にて日夜頭脳苦鬪中に候▲大樹界の染里は本町の小野とか云ふ代書屋の御新造になるんだと云つて威張り反つて居り候▲第一樓支店の吉野は客さへ見ると一錢頂戴と手を出す由に候▲京城樓は娼妓の不足の爲め不景氣を訴申す者あるも一般に客を大切にするので大繁昌に候尙ほ樓主は近日東上新形輸入の筈に御坐候（雛雀）

●諸公債諸株券・現物賣買
迅速確實に御取扱可申候 兼業
京城本町三丁目 大阪野村商店代理店 田中友吉商店

移轉開業廣告
安藝産物 宮島細工 其他種々
弊店儀從來明治町勸商場内に於て營業有能候處各位の御引立に依り日増に繁榮に趣き候段奉深謝候就ては業務擴張の爲左記に移轉致候間價格の廉價と以販賣仕候間倍舊御引立の程奉希候猶盆類菓子器は多數直輸仕候間陸續御用命願上候
京城本町五丁目(釘本商店隣) 大野木商店

教育 玩具 人力車及附屬品
今般左記に支店設置致破天荒の安價を以て販賣仕候間本店同樣御引立の程奉希候
本店 京城明治町(漢城病院前) 吉岡商店
吉岡支店 京城本町五丁目(釘本商店隣)



資本金五百萬圓
東京建物株式會社京城派出所
本店 東京日本橋區吳服町一番地
派出所 京城旭町二丁目百十五番戶
電話番號 一六八一番
一、土地建物抵當貸附
一、月賦償却建物建築
建築費用は尤も薄利に請負申候又月賦償却金一千圓に對し五ヶ年とせば毎月元利金二十三圓七十九錢宛に有之候今や好期續々直接に御申込を乞ふ

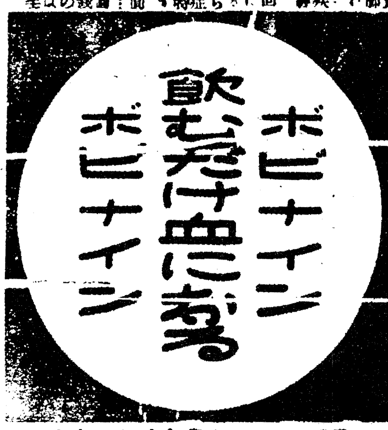
文房具 和洋紙 測量器械
シンサキ本店
京城本町一丁目郵便局前
並賣次營業申候
電話 六四八番
振替京鮮 一五四番

農林と園藝
◎山林用及園藝種苗の…供給
◎農林具の他森林及び農業土木の…請負
◎果樹園設計及び植付け管理の請負並に實地…指導
◎農場設計及び管理の…受託
◎農具及び肥料農産製品荷造材料の…販賣
◎荷造り…請負
詳細の營業案内は御申越次第贈呈す
本店 京城南大門通御成町十二番戶
朝鮮農林商會
主任 井上樋太郎(電話一四六〇)
出張所 釜山水町二丁目一五一番戶



本邦學界の名譽
世界の醫藥兩界に誇るべき一大發見
○本品は藥學士が多年研究の結果發見せられたるものにして加ふるに上記專門諸大家に依つて藥化學的試驗及臨床的實驗等に於て從來公知のバルサム劑に比較し殺菌力卓越し胃腸障害等の副作用を絶對に誘發せず利尿の効尤も著しきが故に泌尿器疾患殊に淋毒性膀胱炎、尿道炎、消渇及一般急性、慢性、淋病に優秀なる偉効を奏する理想的治淋劑なり
○本品は原液五百瓦、二百五十瓦、百瓦、廿五瓦、カプセル百粒、五十粒三十粒入の七種あり
▲到處有名藥舖に販賣す、説明書無料贈呈す
發賣元 東京銀座一丁目 ツヨール商會 振替貯金一九七二九番
韓國特約店 京城本町一丁目 山岸天佑堂 電話三七二番 振替貯金口座二〇三番

●英國倫敦アスピナル會社製
◎エナメル 美術的塗料 自轉車。箱車。金屬
▼木材に塗上げ美麗堅牢無比なり
▼各色一鑵八拾錢 送料八錢
◎すぐぬれるペンキ ○家人用●輕便塗料●踏看板●建築物●誰にも
▼各色一鑵貳拾五錢
▼送料八錢
日本一手販賣 東京市芝區琴平町(電話芝西千九百七十二番) ペンキワニス舶來各種塗料問屋 淺羽商店

本品は貧血症、肺病に之れ類似症、衰弱、神經衰弱、病後、産後、等の症に一回ならず、卓効あり特に下痢の方に對し有効す
大瓶二圓 四十錢 小瓶八錢 送料一錢 ▲説明書は無料呈上…


横濱市現(?)… 合資會社友田商店
振替口座東京一九三八番
朝鮮代理店 京城本町郵便局(?)…
山岸天佑堂
振替口座朝鮮二〇三番 電話三七二番

世界一のかぜ藥


蛇印
アンチピリン丸
ねつ・はやりかぜ・づゝうりうまちすに大効あり
藥價 五錢・十錢・十五錢・廿五錢
發賣 大阪心齋橋二丁目 丹平商會
本舖 東京日本橋區通油町 丹平商會
代理店 京城 新井藥房 電話九〇四番 振替口座京城一〇六八番

直輸入新荷着


英國製
車體堅牢にして優美
ケンネット號
歐米各國自轉車 直輸入商 京城本町二丁目 織居商店自轉車部 電話四八〇番(常路オ)

緩和下劑
カスカラ糖衣錠
東京二共合資會社朝鮮總代理店
仁川本町 竹田津三平

目錄進呈
洋式帳簿
帳簿類の出來合品あり大概の御用は直に間に合ます御特別誂の品は如何樣にも調製致候
東京銀座三丁目 伊東屋
電話京橋一三二九番 一七九六番
振替口座五一一一番

齒科診療
齒科醫 楢崎東陽
京城南山町一丁目(天眞樓側 寫眞館跡)
電話千三百六十番

ライオン齒磨
笑ふ子供を打つ人無きが如くライオン齒磨の入る口に齒牙の敵無し
特長
齒牙に有効なる原料を以て製せるが故に品質最も純良にして馥郁たる清香と爽涼なる快味はよく口中の惡臭を去りて齒牙を潔白健全ならしむ


代理店 新井藥房 京城南大門通三丁目
代理店 森久商店 京城本町三丁目

祝解停
販賣店は到る處に在り


若翠正宗 澤龜宗 宅光武
釀造發賣元 宅合名會社仁川支店

眼科
(日曜及祭日は午後二時迄)
京城本町一丁目(電話三十二番)
江頭眼科醫院
醫學得業士 江頭富雄